

さいたま市事業再構築補助金効果向上補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国の中小企業等事業再構築促進事業（「事業再構築補助金」という。）の交付を受けた者に対して、さいたま市事業再構築補助金効果向上補助金（以下「向上補助金」という。）を交付することで、同事業の効果を促進し、市内中小企業者の生産性の更なる向上を図ることを目的とする。

(対象事業者)

第2条 向上補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法人にあっては、令和4年4月1日時点及び向上補助金交付申請日において市内に本店等の登記をしていること。
- (2) 個人にあっては、令和4年4月1日時点及び向上補助金交付申請日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による市の住民基本台帳の記録の届出をしており、かつ、市内に事業所を有していること。
- (3) 事業再構築補助金の交付対象者であること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 過去に同一事業で向上補助金の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、向上補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなってから5年を経過していない者
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 第1号から前号までに掲げる者に準ずる者

(補助金の額)

第3条 向上補助金の額は、次の各号の事業再構築補助金の申請枠に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 通常枠／緊急事態宣言特別枠／最低賃金枠／回復・再生応援枠
上限200万円
 - (2) 卒業枠／グローバルV字回復枠／大規模賃金引上枠／グリーン成長枠
500万円
- 2 前項第1号で規定する補助金の額は、次に掲げる計算式により得た額とし、その額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$(A - B) \times \frac{1}{2} = \text{向上補助金の額}$$

A = 国の補助金の補助対象経費合計額

B = 国の補助金の交付確定額

(交付申請)

第4条 向上補助金を受けようとする者は、理事長が別に定める日までに、さいたま市事業再構築補助金効果向上補助金交付申請書（様式第1号）に加点状況確認書（様式第2号）及び次に掲げる書類を添えて、理事長に申請するものとする。

- (1) 法人にあっては市内に本店等の登記をしていることを証する書類
- (2) 個人にあっては市の住民基本台帳の記録の届出をしていることを証する書類及び市内に事業所を有することを証する書類
- (3) 市税が納付されていることを証する書類
- (4) 事業再構築補助金の補助金確定通知書（ただし、理事長が別に定める日において補助金確定通知書が到達していない場合は、交付決定通知及び実績額がわかる事業実績報告書及び実績報告書を申請完了したことがわかる jGrants 画面のハードコピー）

(交付決定)

第5条 理事長は、前条の申請があったときは、その内容を審査したうえで、補助金の交付の可否を決定し、さいたま市事業再構築補助金効果向上補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定により向上補助金を交付することとした場合には、当該交付決定後速やかに向上補助金を交付するものとする。

(交付決定の方法)

第6条 理事長は、前条第1項の交付決定に際し、別表の得点の合計が高かった者から順に、別に定める金額に達するまで交付の決定を行うものとする。

2 理事長は、前項の金額に達した際の次順位の者に対して、補助金額を案分して交付決定をすることができる。

3 前項の案分による交付決定額は、次に掲げる計算式により得た額とし、その額が千円に満たない場合は交付決定を行わず、その額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$(A - B) \times \frac{C}{D} = \text{次順位の者の交付決定額}$$

A = 第1項の別に定める金額

B = 第1項の交付決定額の総額

C = 次順位のうちの一の者について第3条の規定により得た額

D = 次順位の全ての者について第3条の規定により得た額の総額

(不交付決定者の取扱い)

第7条 別に定める金額に達したことを理由に不交付の決定を受けた者については、令和5年3月31日までの期間に別に実施する向上補助金に限り、当該促進補助金の第5条の申請を行った者とみなす。

2 前項の規定が適用される者については、第5条で定める資料の提出を省力するものとする。

3 第1項の規定が適用される者については、前条に規定する方法により改めて交付決定の手続きを行うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 理事長は、交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該取消しに係る部分の向上補助金の返還を命じることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正行為により、向上補助金の交付を受けたとき。

(2) 法令違反又は社会的信用を著しく損なう行為をしたとき。

(3) 市税を滞納したとき。

(4) 事業再構築補助金の交付決定が取り消されたとき。

(5) 事業再構築補助金の交付確定額が変更されたとき。

(調査等)

第9条 理事長は、向上補助金の交付を行った日から5年を経過するまでの間、交付対象事業者に対して調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 理事長は、第4条第4号ただし書きの申請による交付決定を行った者に対し、事業再構築補助金の補助金確定通知書の提出を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。

別表（第6条関係）

交付決定にあたっては、卒業枠／グローバルV字回復枠／大規模賃金引上枠／グリーン成長枠を優先採択し、通常枠／緊急事態宣言特別枠／最低賃金枠／回復・再生応援枠については、下記の加点項目を適用する。

加点については、向上補助金交付申請日時時点で、確認できるものに限る。

加点項目	確認（添付）書類	加点数
生産性加点	事業計画書の収益計画等	付加価値額3%以上～5%以下…1点、5%超～7%以下…2点、7%超～9%以下…3点、9%超～11%以下…4点、11%超～13%以下…5点、13%超～15%以下…6点、15%超…7点
緊急事態宣言影響加点 （2021年1～3月のいずれかの月の売上高が前年又は前々年の同月比で30%以上減少）	確定申告書別表一の控え等 国の事業再構築補助金公募要領に定める減少証明に準じる	1点
回復・再生応援枠加点 （2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対2020年又は2019年同月比で30%以上減少していること） （中小企業活性化協議会等から支援を受け再生計画等を策定していること）	回復・再生枠で申請したことがわかる書類	1点
最低賃金枠加点		1点
さいたま市リーディングエッジ認証企業加点	さいたま市リーディングエッジ企業認証書等 （省略可）	3点
さいたま市SDGs認証企業加点	さいたま市SDGs企業認証書（省略可）	3点
公益財団法人さいたま市産業創造財団の認定経営革新等支援機関加点	公益財団法人さいたま市産業創造財団が発行した認定経営革新等支援機関	3点

	による確認書（省略可）	
事業計画検討加点 （公益財団法人さいたま市産業創造財団によるデザイン思考セミナー等、事業計画策定前のセミナーを受講した場合に加点）	理事長が別に定める事業計画策定前のデザイン思考セミナー等を受講したことがわかるもの。（省略可）	3点

（宛先）公益財団法人さいたま市産業創造財団 理事長

法人名又は 商号名称			
代表者氏名	印		
所在地 又は住所			
担当者名		電話番号	

さいたま市事業再構築補助金効果向上補助金交付申請書

さいたま市事業再構築補助金効果向上補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事業再構築補助金の申請内容

事業再構築 補助金の申請枠	通常枠	緊急事態宣言枠	最低賃金枠	回復・再生応援枠
	卒業枠	グローバル V字回復枠	大規模賃金 引上枠	グリーン成長枠
補助対象経費 の総額（税抜）	円		確定した国の 補助金の額	円

注) 「事業再構築補助金の申請枠」には、該当するものをマルで囲んでください。

2 事業再構築補助金効果向上補助金の振込先口座情報

ゆうちょ銀行	通帳記号						通帳番号						
	1			0	-								
その他の 金融機関	金融機関名						支店名						
	預金種目						口座番号						
	普通・当座												
(フリガナ) 口座名義人												

(注) 次の書類（写し可）を必ず添付してください。

- ・申請した事業計画書の写し
- ・事業再構築補助金の補助金確定通知書
（申請期限までに国へ「事業実績報告書」を提出し、補助金確定通知書が未着の場合には、「国の交付決定通知書」及び「事業実績報告書（補助対象経費等が記載のもの）」をもって代えることが可能。実績報告書を申請完了したことがわかるjGrants画面のハードコピーも添付）
- ・振込先口座通帳の写し
- ・法人:①履歴事項全部証明書、②法人市民税の納税証明書
- ・個人:①住民票、②確定申告書など市内に事業所がわかる書類、③市民税納税証明書

加点状況確認書

法人名又は 商号名称	
代表者氏名	

事業再構築補助金効果向上補助金		
加点項目	確認書類（この書類に貼付して提出）	チェック
生産性加点	事業計画書の収益計画等の写し	
緊急事態宣言影響加点	確定申告書別表一の控え等国の事業再構築補助金公募要領に定める減少証明に準じる（jGrants ログイン画面のハードコピー等でその区分がわかる場合は代替可能）	
回復・再生応援枠加点	回復・再生応援枠で申請したことがわかる書類（jGrants ログイン画面のハードコピー等）	
最低賃金枠加点	最低賃金枠で国の事業再構築補助金に採択されたことがわかる書類（jGrants ログイン画面のハードコピー等）	
さいたま市リーディングエッジ認証企業加点	さいたま市リーディングエッジ企業認証書等の写し（省略可）	
さいたま市SDGs認証企業加点	さいたま市SDGs企業認証書（省略可）	
公益財団法人さいたま市産業創造財団の認定経営革新等支援機関加点	公益財団法人さいたま市産業創造財団が発行した認定経営革新等支援機関による確認書写し（省略可）	
事業計画検討加点	理事長が別に定める事業計画策定前のデザイン思考セミナー等を受講したことがわかるもの。（省略可）	

注）該当する加点項目のチェック欄にマルを記入し、確認書類を添付してください。

様式第3号（第5条関係）

令和 年 月 日

「申請企業」

「代表者」

公益財団法人さいたま市産業創造財団
理事長 中村 雅範

さいたま市事業再構築補助金効果向上補助金交付決定通知書

令和4年「日付」付けで申請のありました、公益財団法人さいたま市産業創造財団事業再構築補助金効果向上補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。

交付決定	交付・不交付
国の補助対象経費 (税抜)	円
国の補助金交付額	円
自己負担額	円
向上補助金 交付決定額	円
不交付の場合の理由	

※1 申請多数の場合、同順位の申請者に交付額を案分したために「交付決定額」が「国の補助金から計算した補助金の額」より少なくなっている場合があります。

※2 交付決定額は、【(国の補助対象経費－国の補助額)＝自己負担額×補助率(1/2)】によって算出された額から千円未満の端数を切り捨てた額となります。

【連絡先】

(公財) さいたま市産業創造財団 事業企画課
電話 048(851)6652
FAX 048(851)6653
メールアドレス saikouchiku@sozo-saitama.or.jp